

静岡県建設工事成績評定要領の運用について

1 評定の対象（第2条）

次の工事は、評定を省略することができるものとする。

- (1) 災害応急仮工事
- (2) 主たる工事内容が除草又は漂着物処理工事
- (3) 畳工事及び木製建具工事

2 評定の方法（第5条）

- (1) 工事成績の採点は、別紙－1の「考査項目別運用表」により行うものとする。
- (2) 細目別評定点の算出は、別紙－2の「細目別評定点採点表」によるものとする。
- (3) 評定にあたっては、別紙－3の「「施工プロセス」チェックリスト」を考慮するものとする。また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を別紙－4により提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。
- (4) 施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえの評価は、0点を標準とし、標準より優れていた場合は加点、標準より劣っていた場合は減点することにより行う。
- (5) 工事特性、創意工夫、社会性等の評価は、加点評価のみとする。
- (6) 工事特性と創意工夫は、二重評価はしない。
- (7) 評定点は、評価項目に係る採点結果の合計値(35点満点)を65点に加算して算出する。
- (8) 法令遵守等は、工事が完成した時に行うものとし、~~減点評価のみ~~とする。

3 評定の修正（第9条）

引渡しを受けた後、次の場合は評定の修正を検討するものとする。

- (1) 2年の間にその工事における工事故及び不正行為等が発覚した場合
- (2) 瑕疵担保期間中に瑕疵が発覚した場合

4 評定の報告

契約担当者は、「建設事務総合システム」以外で工事を執行し、工事成績評定を行った場合は、遅滞なく別紙－5により工事検査課長に報告するものとする。

5 工事成績が特に劣るもの

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱の運用について（平成元年9月1日付け管第333号）2の（2）の①に規定する「過失による粗雑工事等」のうち、工事成績が特に劣ると認められた工事とは、64点以下の工事とする。

6 附則

この通知は、~~平成30~~令和2年4月1日以降に契約を行う工事について運用するものとする。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

工 事 名			工事番号																				
考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表																						
7. 法令遵守等	<table border="1" data-bbox="201 159 1164 406"> <thead> <tr> <th data-bbox="201 159 952 183">措置内容</th> <th data-bbox="952 159 1164 183">点 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="201 183 952 204"><input type="checkbox"/> 1.入札参加停止3ヶ月以上</td> <td data-bbox="952 183 1164 204">- 20点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 204 952 225"><input type="checkbox"/> 2.入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td data-bbox="952 204 1164 225">- 15点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 225 952 245"><input type="checkbox"/> 3.入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td data-bbox="952 225 1164 245">- 13点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 245 952 266"><input type="checkbox"/> 4.入札参加停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td data-bbox="952 245 1164 266">- 10点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 266 952 287"><input type="checkbox"/> 5.文書注意</td> <td data-bbox="952 266 1164 287">- 8点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 287 952 308"><input type="checkbox"/> 6.口頭注意</td> <td data-bbox="952 287 1164 308">- 5点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 308 952 339"><input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td> <td data-bbox="952 308 1164 339">- 3点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 339 952 371"><input type="checkbox"/> 8.その他：</td> <td data-bbox="952 339 1164 371">- 点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 371 952 403"><input type="checkbox"/> 9.各種取組による加点</td> <td data-bbox="952 371 1164 403">+ 点</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="201 422 1344 502"> ① 本考査項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ④ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合は、上表8により不履行の項目ごとに5点減点する。 </p> <p data-bbox="201 518 1456 885"> 【上記で評価する場合の適応事例】 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14. 受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報を怠った。 15. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 16. 発注者が、受注者が請負契約書第7条の2第1項規定に違反していると認める場合又は同条第2項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった。 17. その他： </p>			措置内容	点 数	<input type="checkbox"/> 1.入札参加停止3ヶ月以上	- 20点	<input type="checkbox"/> 2.入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点	<input type="checkbox"/> 3.入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点	<input type="checkbox"/> 4.入札参加停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点	<input type="checkbox"/> 5.文書注意	- 8点	<input type="checkbox"/> 6.口頭注意	- 5点	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点	<input type="checkbox"/> 8.その他：	- 点	<input type="checkbox"/> 9.各種取組による加点	+ 点
措置内容	点 数																						
<input type="checkbox"/> 1.入札参加停止3ヶ月以上	- 20点																						
<input type="checkbox"/> 2.入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点																						
<input type="checkbox"/> 3.入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点																						
<input type="checkbox"/> 4.入札参加停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点																						
<input type="checkbox"/> 5.文書注意	- 8点																						
<input type="checkbox"/> 6.口頭注意	- 5点																						
<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点																						
<input type="checkbox"/> 8.その他：	- 点																						
<input type="checkbox"/> 9.各種取組による加点	+ 点																						
8. 総合評価落札方式技術提案等	技術提案等履行確認 <input type="text"/> <p data-bbox="336 981 929 997">注：総合評価技術提案は、標準型と簡易型Ⅰのみ評価の対象とする。（簡易型Ⅱは、対象外とする。）</p>																						
9. 各種取組による加点	<p data-bbox="235 1029 560 1061"> 【上記で評価する場合の適応事例：各種取組による加点】 ※ICT施工、休日の確保等 </p> <p data-bbox="235 1093 616 1141"> <input type="text" value="+"/> 点 ※発注者が合理的に説明できる点数とすること。 </p> <p data-bbox="235 1252 313 1268">加点の理由</p> <div data-bbox="336 1165 1422 1356" style="border: 1px solid black; height: 120px;"></div>																						